

令和3年度広尾町議会決算審査特別委員会 第3号

令和4年9月14日（水曜日）

開議 午前10時00分

1、委員長（前崎） ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

審査番号7、8款消防費を審査します。決算書は174ページから177ページ、主要施策等説明資料は146ページから150ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

西内総務課参事。

1、総務課参事（西内） 決算書174ページ、175ページをお開き願います。

不用額2件につきまして説明をさせていただきます。

1件目につきましては、中段にあります8款1項2目非常備消防費、8節の旅費におきまして57万2,890円の不用額が生じたものでございます。このことにつきましては、主に災害に係る出動回数が見込みを下回ったことによるものでございます。

2件目につきましては、その下にあります10節需用費において52万7,442円の不用額が生じたものでございます。主に燃料費及び光熱水費によるもので、旅費同様に災害出動回数が見込みを下回ったことにより生じたものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

1、委員長（前崎） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。8款消防費に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号8、9款教育費を審査します。決算書は176ページから207ページ、主要施策等説明資料は151ページから190ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

山畑管理課長。

1、管理課長（山畑） 初めに、節における不用額50万円以上の説明をさせていただきます。

決算書176ページ、177ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、1節報酬において56万2,399円の不用額を生じております。スクールバス運転手の報酬において不用額が生じたものであります。新型コロナウイルス感染症の影響により運行回数が減少し、執行残が生じたものであります。

次に、4節共済費におきまして63万6,600円の不用額を生じております。主に社会保険料等で61万1,057円の不用となっております。報酬同様、スクールバスの運行回数の減少によるものです。

次に、180ページ、181ページをお開き願います。

3目教育振興費、18節負担金補助及び交付金において171万5,178円の不用額を生じております。主なものといたしましては、学校教育推進協議会交付金で36万9,600円、教育力向上推進協議会交付金で34万1,075円の不用となっております。新型コロナウイルス感染症の影響により各補助団体等の研修事業等が中止になり、執行残が生じたものであります。

次に、4目財産管理費、10節需用費において75万7,745円の不用額を生じております。主にスクールバス等修繕料で44万4,041円の不用となっております。車検時における修繕費の減により執行残が生じたものであります。

次に、186ページ、187ページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費において117万7,948円の不用額を生じております。主に消耗品費と光熱水費で66万831円の不用となっております。

次に、190ページ、191ページをお願いいたします。

2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金において85万8,750円の不用額を生じております。主なものといたしましては、中高一貫教育連絡協議会交付金で57万円の不用となっております。新型コロナウイルス感染症の影響により一部事業が中止となり、執行残が生じたものであります。

次に、令和3年度実施の新規事業、臨時事業についてであります。

ここからは、主要な施策の成果説明資料により説明をさせていただきます。

初めに、158ページをお開き願います。

1項教育総務費、4目財産管理費の事業番号3、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、旧学校給食センター解体工事であります。老朽した旧学校給食センターの解体撤去工事を行ったものであります。

次に、160ページをお開き願います。

2項小学校費、1目学校管理費、事業番号6、ICT機器の整備、公立学校情報機器購入事業であります。国が進めるGIGAスクール構想の教師用タブレット端末の購入を行ったものでございます。

次に、161ページをお願いいたします。

事業番号8、学校保健特別対策事業であります。小学校における新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品の整備を行ったものであります。

続いて、事業番号9、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、ICT教育環境整備事業であります。国が進めるGIGAスクール構想及びICT環境整備に要する消耗品や備品の購入を行ったものであります。

次に、163ページをお開き願います。

2目教育振興費、事業番号6、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、小学校修学旅行キャンセル料であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、広尾小学校の修学旅行を延期したことにより発生した費用に対し補助を行ったものであります。

次に、中学校費であります。

165ページをお開き願います。

1 目学校管理費、事業番号 6、I C T機器の整備、次に166ページ、事業番号 8、学校保健特別対策事業、続けて事業番号 9、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、I C T教育環境整備事業、以上 3 事業につきましては、小学校費で説明した内容と同様でございます。

次に、168ページをお開き願います。

2 目教育振興費、事業番号 7、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、中学校修学旅行キャンセル料であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、中学校の修学旅行を延期したことにより発生した費用に対し補助を行ったものであります。

以上、説明とさせていただきます。

1、委員長（前崎） 沖田社会教育課長。

1、社会教育課長（沖田） 私のほうからは、社会教育課所管分についてご説明いたします。

まず、決算書の194ページ、195ページをお願いいたします。

9 款 4 項 3 目図書館・児童福祉会館費、1 節報酬に57万7,048円の不用額が生じております。内容であります。会計年度任用職員の勤務状況により不用となったものであります。

同じく、195ページ備考欄、下から 7 項目め、10 節需用費、修繕料において予備費を26万5,000円充用しております。内容につきましては、公用車の物損事故により修繕を行うため、急を要するため予備費を充用し対応したものであります。

続きまして、198ページ、199ページをお願いいたします。

9 款 5 項 1 目保健体育総務費、18 節負担金補助及び交付金に62万9,662円の不用額が生じております。内容であります。各団体の活動がコロナ禍によって事業が行えなかったことにより交付金精算した結果によるものが主な原因であります。

次に、201ページをお願いいたします。

備考欄、18 節負担金補助及び交付金において、予備費を20万2,000円充用しております。内容であります。スポーツ振興助成補助金において不足が生じたため、急を要するため対応を行ったものであります。

次に、主な施策等説明資料の175ページをお願いいたします。

9 款 4 項 1 目社会教育総務費の事業番号 8 番、社会教育施設整備事業、(1)、社会教育施設改修事業です。陶芸室を旧広尾小学校から旧広尾保育所に移転したことに伴い、水道改修工事と消防用設備等修繕を行ったものであります。

次に、182ページをお願いします。

9 款 4 項 3 目図書館・児童福祉会館費の事業番号 5 番、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、(1)、オゾン生成装置購入事業です。施設の感染対策のために購入したものであります。

次に、188ページをお願いいたします。

9 款 5 項 2 目体育施設費の事業番号 2 番、体育施設整備事業、(2)、体育施設改修事業です。勤労者体育センター体育館屋根改修工事及び鉄道記念公園パークゴルフ場東屋屋根改修工事を行いました。

続きまして、(3)、体育設備品購入事業において、青少年研修センターのAEDの更新を行いました。また、広尾町仏教会様より20万円のご寄附をいただきました。使途といたしましては、青少年のためにとの意向を考慮し、体育館設備品の購入事業を行ったところであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（前崎） 山岸学校給食センター所長。

1、学校給食センター所長（山岸） それでは、学校給食費について説明をさせていただきます。

決算書の204ページ、205ページをお願いいたします。

9款6項1目学校給食費、10節需用費におきまして161万1,764円の不用額が生じております。主なものとしましては、燃料費132万9,810円、光熱水費24万6,350円が不用となったものでございます。

続きまして、主要な施策について説明をさせていただきます。

説明資料189ページをお願いいたします。

1目学校給食費、事業番号2番、備品購入事業であります。(1)の消毒保管機購入事業及び(2)、ドライ仕様シンク購入事業につきましては、現在の給食センターの建設時に設置したものでありまして、老朽化により更新したものであります。事業費及び成果につきましては、記載のとおりであります。

以上で、説明を終わります。

1、委員長（前崎） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。9款教育費に対する質疑の発言を許します。

3番、萬亀山委員。

1、委員（萬亀山） 主要な施策等説明資料の151ページです。

2目事務局費、1番、教員補助員配置事業、この中の事業内容として広尾小学校、広尾中学校の各学校に教員補助員を配置し、教員の職務を支援補助したとされておりますけれども、去年の資料を見ますと2,316万3,800円、一応9名の補助員を配置されています。今年は、令和3年度には、今819万6,380円となっておりますけれども、この減らした理由、9名から数名減った数字ではないかなと思うのですけれども、その減った理由と、また、補助員が減ることによってちょっと不都合な点はなかったのか、そして、その後の人たちの処遇改善はどういうふうにされたのかをお聞きしたいと思います。

そして、2番目にあります教科指導助手配置事業、これも広尾中学校に教科指導助手を配置し、指導を補助した、一応277万5,020円、令和2年度では560万円となっておりますけれども、1名減っております。その後の処遇改善とか、先ほどのと併せてお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

1、委員長（前崎） 山畑管理課長。

1、管理課長（山畑） 教員補助員と教科指導助手の令和3年度の雇用人数についてです。

教員補助員につきましては、令和3年度で4名、4名中3名が広尾小学校、広尾中学校が1名となっております。また、その4名中、通年雇用したのは、その中でも2名だけとなっております、あと2名については中途採用であったり、途中で期限付教員としての勤務をしていた期間がございます

ので、通年は2名だけとなっている状況でございます。

教科指導助手につきましても、令和2年度は2名雇用しておりましたが、昨年度は1名の雇用にとどまっている現状であります。こちらについては、全道的な教員の不足によりまして、期限付教諭等もなかなか確保できない状況において、教員補助員も教科指導助手のほうに流れていたり、教職員として採用されたりということで人数が減になったものでございます。

また、授業において不都合がないかというご質問でございますが、小学校においては理想的であれば各学年1名ずつ教員補助員を配置するところでございますが、少ない中で複数学年を受け持つってもらうことにより対応している状況でございます。

今後は、処遇改善のことも質問がございました。令和3年度は処遇については改善はなかったのですけれども、令和4年度に当たって、今まで1日7時間勤務のパート勤務ということで採用をしておりましたが、令和4年度から1日7時間45分のフルタイム雇用として、手当も支給できるような形で処遇改善を図っております。これによりまして、1年目においては今までの年収よりも35万円程度、2年目からは50万円程度年収が増加になる見込みとなっております。また、パートタイムでも勤務可能としまして、短時間でも働ける制度として働きやすい体制を整えるよう努めております。

以上です。

1、委員長（前崎） ほかに。

1番、松田委員。

1、委員（松田） 主要な施策等説明資料の186ページ、一番下のほうです。町営スキー場についての質問になります。

利用者が576名というふうになっていますが、この576名というのはどういう計り方といたしますか、人数はどういうふうに追っていつているのか教えてください。よろしくお願いします。

1、委員長（前崎） 沖田社会教育課長。

1、社会教育課長（沖田） 町営スキー場につきましては、記載のとおり1月22日から3月6日の土日、祝日のみ開放で、管理人がいますので、その管理人による計数の計上でございます。

1、委員長（前崎） 松田委員。

1、委員（松田） 平日に学校の休みとか、近所の子どもたちが遊びに行っている部分というのは分からないということなのですね。

その点1点と、あとスキー場のリフトがずっと回っていない状況があると思うのですけれども、あれは機械ごと撤去されて、もう今後使わない状態になっているのか、それとも何らかのタイミングで予算がつけば稼働するような方向で考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

1、委員長（前崎） 沖田社会教育課長。

1、社会教育課長（沖田） どの施設もそうなのですが、屋外につきましては管理人のいない中で人数を把握するというのは、なかなか難しい現状にあると認識しております。

それと、リフトにつきましては、今、動いていない状況にあり、設置した業者のほうも改修は難しいという意見をいただいています。それで、現状でスキー人口なり利用者を考えると、新たに施

設を改修して使うということについては、ちょっとコストのほうが大きいと感じておりまして、現状といたしましては、土日あるいは平日もそうなのですけれども、ボブスレーとかいろいろなものを使って冬期間のスポーツを楽しんでいただくような施設の整備にしていきたいというふうに考えております。

1、委員長（前崎） 松田委員。

1、委員（松田） そうしましたら、今後、リフトの改修または新設するようなことはないという認識でよろしいでしょうか。

1、委員長（前崎） 沖田社会教育課長。

1、社会教育課長（沖田） 現状といたしましては、新たに新設するということは考えておりません。

1、委員長（前崎） ほかに。

10番、小田委員。

1、委員（小田） 説明資料の173ページにシーサイドの自然調査委託ということで載っていますけれども、これはオオバナノエンレイソウということで、広尾町にとってというか、北海道にとっても群生地からして大変貴重な財産で、広尾町としてもしっかりと維持管理をすべきだと思うし、そうしていると思いますが、1つ、気候変動と自然環境との兼ね合いの中で、確認できればしたいのですけれども、世界的な気候変動は、もう洪水が起きてみたり、あるところでは全く、中国の黄河とかも水がすっかり引いてなくなったりとか大変な中で、広尾町自体は小さなエリアですけれども、前に大原先生がやっているグループの中で、若い人たちとちょっと話したときに、心配なのは、このシーサイドパークについて、年々どこでもそうなのだろうけれども、自然に、非常に乾いてきていると、どんどん。ということで、その植生について特段すごい大変だということではないけれども、そういう流れといいますか、そういうことがあるということで心配していましたけれども、最近、例えば町教育委員会として、この先生たちと、あるいはその助手たちとの連絡というか、レポートの送付なりなんなりの中で、その辺のことについて記述があったり、あるいはこういうことでどうのこうのというような特筆すべきことがあれば教えてほしいと思います。

以上です。

1、委員長（前崎） 沖田社会教育課長。

1、社会教育課長（沖田） 本委託事業につきましては、毎年報告書を頂いているところであります。昨年の報告書によりますと、やはり土壤水分の低下が見られて乾燥が進んでいるという記述があります。それについては、オオバナノエンレイソウに与える影響も出てくるのではないかとという研究報告をいただいています。そのことについて直接的に大学側と今後について話し合ったところはないのですけれども、報告書の中には継続したモニタリングが今後必要であると。そういった中で、大学側と今後どのようにしていくことがシーサイドパークの森をよく育てていけるのかということをお話していきたいなというふうに考えております。

1、委員長（前崎） 小田委員。

1、委員（小田） エンレイソウについてはそういうことで分かりましたけれども、広尾町全体の、

ちょっと彼らの専門分野から広げてしまうとあれなのかもしれないですけども、広尾町全体の植生について、彼ら側と色々な話合いの中で何かあるのか、それか町としてエンレイソウのみならず全体の植生についても色々なお話を彼らから聞いたりしているのか、その辺について聞きたいと思います。

以上です。

1、委員長（前崎） 沖田社会教育課長。

1、社会教育課長（沖田） 現状といたしまして、委託事業自体がシーサイドの自然調査ということになりますので、町内全体ということには、なかなか難しい現状にあるかというふうに認識しております。

1、委員長（前崎） ほかに。

5番、北藤委員。

1、委員（北藤） 私は、議会選出の志村議員が前回、子どものかばんの軽量化ということで質問されたと思うのです。それで、私、ゆうべのテレビを見たときに、子どもが5キロぐらいの荷物をしょって学校に登校しているということを放映されたのを見て、やはりこれ、子どもに対する負担が大きいなということも思いつつ、教育長としてはそういう軽量化のかばんの導入ということは考えているのか。

1、委員長（前崎） 山畑管理課長。

1、管理課長（山畑） ランドセルの重さについて、昨年、一般質問をいただいたところであります。その後、学校等におきまして、小学校におきましてランドセルの重さの調査や、教育委員会において保護者に対してランドセルの重さは適正かとか、今どんなかばんを使っているとか、指定かばんに変えることをどう思うかとかというアンケートを取っております。

今現在、小学校6年生まで、昨年の段階ですが、ランドセル以外で登校している子は回答あった中で1名だけでした。重いと感じているという子が全体の3分の1ぐらい、やや重いと感じている子まで入れると6割、7割ぐらいの児童が重いと感じているということでした。学校においてランドセルの重さを量ったところ、3キロ後半からやっぱり4キロ半ばぐらいの重さがあるということで確認をしております。

以前にも、各学校においては、学校に必要な教材を置いて帰る「置き勉」等を進めるように指導はしてきておりますが、昨年度さらに工夫して行うということで指導しております。保護者の意向としては、ランドセルこのままでいいかということで調査をしたところ、7割以上が今のままでしてほしいという結果でいただいております。広尾町におきましては、ランドセルを指定かばんとしているわけではございませんので、好きなかばんを選んでいただける状況にはなっておりますので、教育委員会としては置き勉を推進して重さの軽減を図っていきたいと考えております。

以上です。

1、委員長（前崎） そのほか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号9、10款災害復旧費から12款予備費までを審査します。決算書は206ページから209ページです。

これより質疑に入ります。10款災害復旧費から12款予備費までに対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号10、一般会計の歳入について審査します。決算書は16ページから55ページ、主要施策等説明資料は5ページから10ページです。

町税徴収実績及び各節において50万円以上の収入未済額について、特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

楠本住民課長。

1、住民課長(楠本) それでは、一般会計の歳入について、町税の収納実績についてご説明申し上げます。

主要な施策等説明資料の8ページをお願いいたします。

第7表、町税徴収実績表でございます。8ページから10ページにわたっております。

最初に、8ページでございますが、一般会計の税目と国保税分を合わせた合計額が、町税計として一番下でございます。その町税計の調定額、収納額、未納額につきましては、記載のとおりでございます。収納率につきましては99.4%でありまして、前年と同じポイントとなっております。

次に、9ページの滞納繰越分でございます。9ページをお願いいたします。

こちら一番下の町税計の行をご覧ください。こちら調定額、収納額、未納額については、記載のとおりでございます。収納率については17.1%で、前年比0.6ポイント増となっております。

続きまして、次のページ、10ページをご覧ください。

このページが、現年分と滞納繰越分を合わせた合計の表になります。ここでは、町税計が下から3行目のところがございます。調定額11億8,834万4,880円に対し、収納額11億2,069万3,770円でございます。未納額は6,490万9,419円です。収納率でございますが、94.3%で、前年比2.2ポイントの増となっております。

次に、不納欠損の関係です。居所不明など、どうしても収納困難なものにつきまして、法令に照らし不納欠損処分を行っております。表の縦並びの中ほどにあります不納欠損額の下から3行目、一般会計、国保会計を合わせた不納欠損額276万6,291円です。

最後に、延滞金関係ですが、表の右側のほうにございます下から3行目の延滞金の収納額をご覧ください。79万8,483円の収納額となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

1、委員長(前崎) 山岸学校給食センター所長。

1、学校給食センター所長(山岸) それでは、決算書の24ページ、25ページをお願いいたします。

中段になります。12款1項4目教育費負担金、1節学校給食費負担金の収入未済額58万7,400円につきましては、8世帯が未納となったものでございます。収納率は97.73%、前年比1.03%の減となっております。

以上です。

1、委員長（前崎） 寺井建設水道課長。

1、建設水道課長（寺井） それでは、決算書の26ページ、27ページをお願いいたします。

下から4行目になります。13款1項5目土木費使用料、3節公営住宅使用料の収入未済額65万6,900円の主な内容は、その金額が公営住宅使用料でございます。前年度に比べまして16万2,300円の増、滞納者数は1名増えまして12名となっております。

以上でございます。

1、委員長（前崎） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。1款町税から21款町債までに対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号11、認定第2号 令和3年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は210ページから222ページ、主要施策等説明資料は191ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

安岡港湾課長。

1、港湾課長（安岡） それでは、主要な施策等説明資料の191ページをお願いいたします。

2款1項1目貨物上屋管理費の事業番号1、貨物上屋改修事業でございます。令和元年度を初年度とし、4か年に分けて貨物上屋の屋根の塗装工事を実施しているものでございます。事業費は、記載のとおりでございます。

以上でございます。

1、委員長（前崎） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号12、認定第3号 令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は223ページから237ページ、主要施策等説明資料は192ページから193ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

寺井建設水道課長。

1、建設水道課長（寺井） それでは、決算書の232ページ、233ページをお願いいたします。

1款1項1目維持管理費、11節役務費の通信運搬費に5万2,000円の予算を流用したものです。これにつきましては、簡易水道施設に係る電話料が不足したため、12節の委託料より予算を流用したものでございます。

次に、主要な施策等説明資料の192ページをお願いいたします。

1款1項1目維持管理費の事業番号1、給水事業の（2）、収納状況につきましては、水道使用料の現年度分と過年度分を合わせました収納額は6,111万6,626円で、収納率は99.7%となりまして、

前年比同様となっております。

次に、(3)、維持管理事業についてです。

浄水場ろ過砂除去委託業務から193ページ、水道管路網図データ更新・保守委託業務につきましては、簡易水道施設の機器の調査、点検、整備、配水管工事のための設計委託及びデータ管理を行い、取水及び給水の安定を確保したものです。業務内容及び事業費につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、楽古浄水場屋根改修工事は、浄水場設備の維持保全を図ったものです。

次に、楽古地区配水管改良工事と野塚浄水場塩素計機器更新工事は、経年劣化しました配水管と機器を更新したものです。

続きまして、野塚市街地流量計室テレメータ盤移設工事は、支障となる箇所から流量計を移設したものです。

次に、豊似浄水場ろ過砂取替工事につきましては、砂ろ過池の砂を取り替えて浄水能力の回復を図ったものです。

次に、量水器取替工事につきましては、計量法に基づき量水器の取替え工事を実施したものです。工事概要及び事業費につきましては、記載のとおりです。

以上でございます。

1、委員長（前崎） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号13、認定第4号 令和3年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は238ページから254ページ、主要施策等説明資料は194ページから198ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

寺井建設水道課長。

1、建設水道課長（寺井） それでは、決算書の243ページ、244ページをお願いいたします。

歳入になります。

2款1項1目下水道使用料、1節下水道使用料の収入未済額73万9,688円につきましては、94件が未納となったものです。

同じく2款1項1目下水道使用料、2節滞納繰越分の収入未済額50万5,331円につきましては、25件が未納となったものです。

続きまして、決算書251ページ、252ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款1項1目公共下水道事業費で61万8,000円の繰越明許費の不用額が生じております。これにつきましては、西通排水区流末改修工事で設計変更による減額による不用額が生じたものです。

続きまして、253ページ、254ページをお願いいたします。

2款1項1目公共下水道事業費、14節工事請負費で62万2,036円の不用額が生じております。不用額の主な内訳としましては、先ほど説明いたしました繰越明許費の西通排水区流末改修工事で61万8,000円の不用額が生じたものになります。

次に、主要な施策等説明資料をお願いいたします。

194ページをお願いいたします。

2款1項1目公共下水道事業費の事業番号1、国庫補助事業についてです。広尾町下水道ストックマネジメント計画変更委託業務につきましては、事業内容の変更に伴う計画の変更を行ったものです。

次に、195ページをお願いいたします。

広尾下水終末処理場修繕・改築工事については、処理場の機械・電気設備の改修工事を実施したものです。

次に、事業番号2、町単独事業についてです。繰越明許費、西通排水区流末改修工事ほか1件の工事につきましては、経年劣化による破損を生じた雨水排水流末の改修を行い、排水機能を回復させたものです。

次に、公共汚水ます設置工事につきましては、新築住宅の水洗化のため公共汚水ますを新たに設置したものです。

次に、並木通東1丁目汚水枝線工事につきましては、住宅の水洗化のため新たに汚水本管を整備したものです。工事概要及び事業費につきましては、記載のとおりです。

次に、197ページをお願いいたします。

2目個別排水処理事業費の事業番号1、町単独事業の(2)、広尾町個別排水処理事業についてですが、個別排水処理施設の整備につきましては、新設7件の工事を実施したものです。工事概要及び事業費につきましては、記載のとおりです。

以上でございます。

1、委員長（前崎） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

次に、審査番号14、認定第5号 令和3年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は255ページから281ページ、主要施策等説明資料は199ページから202ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） それでは、国保会計の説明をさせていただきます。決算書272ページ、273ページをお願いいたします。

節の欄、上から7段目、2款1項1目療養給付費、18節負担金補助及び交付金で1,197万1,416円の不用額が生じております。医療費が伸びなかったため不用額が生じたものでございます。

続いて、表の中ほど、2項1目高額療養費、節で下から9段目、18節負担金補助及び交付金で92万4,396円の不用額が生じております。これにつきましては、療養給付費とおおむね同じ理由によるものでございます。

次に、表の一番下の4項1目出産育児一時金で、18節負担金補助及び交付金84万円の不用額が生じております。これにつきましては、3月末頃の出産予定日の方2名分の予算残額を確保していましたが、年度内の出産とならなかったために不用額が生じております。

続きまして、決算書278ページ、279ページをお願いいたします。

節の欄、上から7段目、6款2項1目特定健康診査等事業費、12節委託料で71万7,540円の不用額が生じております。これにつきましては、前年の受診率の伸びを考慮し、予算を増額したことが原因でございます。なお、令和3年度の特定健診受診率は、最終的に52%を超える見込みとなっております。

説明は以上です。

1、委員長（前崎） 保坂保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（保坂） 主要な施策等説明資料の202ページをお願いします。

事業番号7、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業であります。健康管理センター内に無線通信環境を整備しました。事業費は、記載のとおりであります。

以上で、説明を終わります。

1、委員長（前崎） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号15、認定第6号 令和3年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は282ページから306ページ、主要施策等説明資料は203ページから213ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） それでは、説明いたします。決算書の287ページ、288ページをご覧ください。

介護保険特別会計の歳入であります。

1款1項1目第1号被保険者介護保険料についてです。上段の1節現年度分としまして38万5,518

円の未収が生じました。対前年度比10万9,418円の増であります。未収件数につきましては14件で、対前年度比6件の増となりました。収納率につきましては99.68%、対前年度比0.1ポイントの減となりました。

次に、2節滞納繰越分としましては、未収額が43万1,182円となりました。対前年度比40万2,353円の減であります。不納欠損額は1件で4万3,200円でした。未収件数につきましては8件で、対前年度比1件の減となりました。収納率につきましては57.25%、対前年度比22.68ポイントの増となりました。現年度分と滞納繰越分の合計額81万6,700円を令和4年度に繰り越しました。対前年度比29万2,935円の減であります。なお、収納率につきましては99.29%、対前年度比0.37ポイントの増となりました。

次に、歳出であります。

決算書299ページ、300ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス保険給付費、上段の18節負担金補助及び交付金におきまして1,292万263円の不用額が生じました。保険給付費の確定によるものであります。

次に、決算に係る主要な施策等説明資料について説明いたします。資料をご用意ください。

資料の205ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス保険給付費、事業番号1番、介護サービス保険給付事業についてです。

下段右側の表、(3)、その他分サービス集計の最下段、保険給付費合計①プラス②は5億8,227万9,762円となり、対前年度比1.15%、679万5,000円の減となりました。介護サービス保険給付費の減少につきましては、居宅介護サービスにおきまして通所介護の利用が減ったこと、それから施設サービスにおきまして介護老人保健施設、いわゆる老健施設の利用が減少し、これに伴い、特定入所者介護サービス費のサービス料が減ったことが主な要因となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

1、委員長（前崎） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号16、認定第7号 令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は307ページから325ページ、主要施策等説明資料は214ページから216ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

金石特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長（金石） それでは、介護サービス事業特別会計について説明いたします。

決算書316、317ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目特別養護老人ホーム事業費、10 節需用費に128万7,700円の不用額を生じております。事業確定によるもので、主な内訳としては、消耗品費、燃料費、光熱水費、医薬材料費となっております。

その 2 段下になります。12 節委託料に54万250円の不用額が生じております。主な内訳は予防接種委託料となりまして、老人ホームと同様、施設内でインフルエンザ蔓延時に備えての内服の予防投与分となり、これが執行残となっております。

続きまして、予算流用になります。

同ページの備考欄の17 節備品購入費の中の医療用備品購入費、ここに 8 節旅費から14万3,000円を流用しております。医療機器である吸引器が故障したことにより、早急に購入する必要性が生じたためのものであります。

続きまして、主要な施策資料をお願いします。

ページ数215ページ、特別養護老人ホーム事業費の事業番号 3、施設整備事業の一番下の段になります。リフト車購入事業、これにつきましては入所者用の送迎リフトなのですけれども、不具合が生じて更新したものであります。

続きまして、次のページ、216ページをお開き願います。

事業番号 4、広尾町老人福祉施設等給食提供業務委託事業となります。昨年と比較し、事業費が減少しております。これにつきましては、令和 3 年度から食数の実績に応じて養護老人ホームと案分したため、64%から50%に変更になったことから減少となっております。

続きまして、同ページの事業番号 5、介護ロボット導入支援交付金事業の中の特別養護老人ホーム I C T 機器導入委託業務となります。道の補助金を活用しまして、介護保険の請求システム、それとタブレット機器を導入し、事務負担及び介護職員の業務負担の軽減を図ったものであります。

以上で、説明を終わります。

1、委員長（前崎） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号17、認定第 8 号 令和 3 年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は326ページから336ページ、主要施策等説明資料は217ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 決算書の331ページ、332ページをお開きください。

上から 7 段目、1 款 1 項 2 目の普通徴収保険料の 2 節滞納繰越分普通徴収保険料でございますが、収入未済額35万5,110円で、3 人の未納となっております。不納欠損処理については、該当者がいなかったために行っておりません。

説明は以上です。

1、委員長（前崎） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号18、認定第9号 令和3年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は337ページから345ページ、主要施策等説明資料は218ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

山岸総務課長。

1、総務課長（山岸） それでは、主要な施策等説明資料の218ページの事業番号1、病院事業債貸付金補助金の関係でございます。

病院事業債管理特別会計でございますが、広尾町国民健康保険病院で整備した建物及び医療機器に係る病院事業債930万円を借入れし、病院へ貸し付けました。また、同事業で過疎対策事業債920万円を借入れし、一般会計を通して病院へ補助を行いました。整備した建物、医療機器については、記載のとおりでございます。

以上であります。

1、委員長（前崎） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号19、認定第10号 令和3年度広尾町水道事業会計決算認定についてを審査します。水道事業会計決算書をご覧ください。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

寺井建設水道課長。

1、建設水道課長（寺井） それでは、令和3年度広尾町水道事業会計決算書について説明をいたします。

決算書2ページ、3ページをお願いいたします。

令和3年度広尾町水道事業決算報告になります。金額は消費税込みとなっております。

初めに、(1)、収益的収入及び支出の収入についてです。

第1款水道事業収益の決算額につきましては、1億6,482万3,039円となりました。

次に、支出についてですが、第1款水道事業費用の決算額につきましては1億6,612万8,828円となりまして、不用額が441万8,172円となりました。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

(2)、資本的収入及び支出の支出についてですが、第1款資本的支出の決算額につきましては7,787万6,335円となりまして、不用額は665円となりました。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額7,787万6,335円につきましては、4ページの表の下段に記載のとおり、所要の財源をもって補填をしております。

次に、6ページをお願いいたします。

2の財務諸表になります。

(1)、令和3年度広尾町水道事業損益計算書です。金額は消費税抜きとなっております。

1、営業収益から2、営業費用を差し引いた額4,032万165円が営業損益となります。

次に、(3)、営業外収益から4、営業外費用を差し引いた額3,359万2,069円を経常損失に加えて、経常損失は672万8,096円となったものです。

これから5、特別損失を差し引いた当年度純損失は674万9,876円となったものです。

次に、7ページをお願いいたします。

水道事業剰余金計算書です。金額は消費税抜きとなっております。

表の中段から下に記載しております当年度変動額について説明をいたします。

当年度におきましては、利益剰余金に当年度純損失のマイナス674万9,876円が発生し、表の右下、資本の合計の当年度末残高が13億5,650万2,340円となったものです。

続きまして、8ページをお願いいたします。

水道事業剰余金処分計算書です。

当年度末残高のうち、今年度においては未処分利益剰余金は発生しておりません。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。

水道事業貸借対照表です。金額は消費税抜きとなっております。

初めに、9ページの資産の部についてです。

1、固定資産の合計は、16億8,621万2,487円となりました。

2の流動資産の合計は2億2,821万3,592円となったことから、資産の合計は19億1,442万6,079円となりました。

次に、10ページの負債の部です。

3、固定負債は(1)、長期企業債だけとなっております、2億6,597万1,520円となりました。

4の流動負債の合計は、3,447万7,723円となりました。

5、繰延収益は(1)、長期前受金の合計が4億6,276万4,876円となりまして、(2)の長期前受金収益化累計額を差し引いた繰延べ収益合計は2億5,747万4,496円となりました。

この結果、3、固定負債と4、流動負債及び5、繰延収益の合計である負債合計は5億5,792万3,739円となりました。

次に、11ページをお願いいたします。

資本の部です。

6、資本金の合計は、11億8,658万9,223円です。

7、剰余金の合計は、1億6,991万3,117円です。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本の合計は、13億5,650万2,340円となりました。

このことから、負債資本の合計は11ページ一番下に記載のとおり19億1,442万6,079円となりまして、9ページ一番下の資産合計と同額になるものです。

次に、12ページは、キャッシュ・フロー計算書です。

キャッシュ・フロー計算書の対象となっている資金の範囲につきましては、貸借対照表における

現金預金と同範囲となっているため、ページ一番下の資金期末残高と9ページ下から4行目、現金預金と同額の2億2,559万3,047円となるものです。

13ページ以降につきましては、本決算の附属書類となっているもので、説明につきましては省略とさせていただきます。

以上でございます。

1、委員長（前崎） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの審査を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、認定第1号 令和3年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

11番、旗手恵子委員。

1、委員（旗手） 令和3年度一般会計決算認定に反対討論を行います。

2020年1月に新型コロナウイルス陽性者が確認されてから、2,000万人を超える感染者数に達しております。特に第7波のオミクロン株は感染力が強いとされ、感染拡大の収束の見通しも立っていないのが実態です。本町はもとより、我が国全体が経済活動が低迷し、商店、飲食関係者へのダメージは大きく、厳しい経済環境を強いられている現状です。自治体行政の役割として、経済弱者の支援を行うことが喫緊の課題であります。

また、本町にとって人口減少や少子化対策も緊急の課題であり、その観点で出産祝い金支給制度がその一歩になることを期待するものであります。

農山漁村ホームステイ受入れ事業について、財政が厳しい本町が負担することは、到底町民の理解は得られません。ふるさと納税の受入れ項目を全ての交流事業の費用にも充当し、本町の子どものための使途に活用できるよう改善すべきものであります。

全国でも本町だけと言われる政治家記念館は、本来、地方公共団体が運営すべきものではありません。加えて、建設後30年以上が経過し、基金残高も2,500万円まで減少、速やかに運営形態の見直しをすべきものです。

よって、本決算に反対をします。

1、委員長（前崎） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

5番、北藤利通委員。

1、委員（北藤） 私は、令和3年度広尾町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

本会計の決算審査においては、歳入歳出決算書及び主要な施策等の説明について、その正確性を認めるところであります。

令和3年度は、農林水産、商工観光など、産業振興をはじめ、子育て支援として医療費の助成など、活力あるまちづくりの展開、地域福祉、健康予防、安心して暮らすことができるまちづくりに努めた内容であります。

コロナ感染症対策ではワクチン接種や産業振興に取り組み、さらには突然発生した赤潮に対策を講じるなど、それぞれの事業開催にも様々な工夫を凝らし、各事務事業の遂行に尽力されたものであります。

本決算における子ども農山漁村交流事業につきましては、コロナ感染症対策の影響でホームステイ事業は中止となりましたが、これまでの絆とつながりを生かし、企業版ふるさと納税、一般指定寄附金、個人版ふるさと納税の活用により、広尾町産食材提供事業でも町産品アピールによる産業振興にも取り組んでおります。

財政運営においても、各種財政指標や地方債の現在高、基金の状況等を見ても、健全化への努力が認められるものであります。

よって、本決算認定に賛成するものであります。

1、委員長（前崎） これをもって討論を終了します。

これより認定第1号 令和3年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決をします。

本件を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和3年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第2号 令和3年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第3号 令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和3年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第4号 令和3年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和3年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

11番、旗手恵子委員。

1、委員(旗手) 令和3年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計決算認定について、反対討論を行います。

平成30年度から国民健康保険の運営に係る責任主体が北海道となる都道府県化に移行されたところです。

令和2年度の国民健康保険税に係る均等割、平等割は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い経済活動が低迷していることから据置きをしましたが、令和3年度は従前の1%から5.6%と大きな引上げとなっています。とりわけ新型コロナ感染拡大で自営業者等の営業環境が悪化している今日、国保税の大幅な引上げは家計を圧迫するものであり、国保税の負担増を回避すべきであります。

よって、本決算に反対をします。

1、委員長(前崎) 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

5番、北藤利通委員。

1、委員(北藤) 私は、賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険の事業は、国民皆保険を持続可能なものとするため、北海道が運営の責任主体となり、健全で安定的な維持運営を図り、被保険者の医療確保と健康の保持増進に努めているところであります。

国保税率の改正により被保険者1人当たりの保険税は増額になっていますが、国民健康保険事業の健全な運営に必要不可欠なものであり、また、適正な会計運営がされていることから、本決算認定に賛成するものであります。

1、委員長（前崎） これをもって討論を終了します。

これより認定第5号 令和3年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本件を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第6号 令和3年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第6号 令和3年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第7号 令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第7号 令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第8号 令和3年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第8号 令和3年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第9号 令和3年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第9号 令和3年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第10号 令和3年度広尾町水道事業会計決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第10号 令和3年度広尾町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

これをもって本委員会に付託された案件の審査は、全て終了しました。

お諮りします。本委員会の審査報告は、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、審査報告書は、正副委員長に一任することに決しました。

これをもって決算審査特別委員会を閉会します。

閉会 午前11時41分

委員会条例第 27 条の規定により署名する。

委 員 長